

# 令和4年葛巻町議会5月会議 会議録

令和4年5月25日（水）

午前10時 開議

## 【再 開】

・町民憲章朗唱

## 【会議録署名議員の指名】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

日程第1 会議録署名議員の指名

## 【報告第5号】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

日程第2 報告第5号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告について

## 【承認第2号】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

日程第3 承認第2号 葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについて

## 【議案第24号】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

日程第4 議案第24号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

## 【議案第25号】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

日程第5 議案第25号 葛巻町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

## 【議案第26号】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

日程第6 議案第26号 葛巻町新庁舎建設工事（南側エントランス及び進入路）の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

令和4年葛巻町議会5月会議 会議録（第1号）

告示年月日	令和4年5月23日（月）					
再開年月日	令和4年5月25日（水）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和4年5月25日（水） 開議10時00分 散会10時26分					
議員出席状況  （凡例）  ○ 出席 △ 欠席 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	下屋敷 幸 男	○	6	鈴木 満	○
	2	遠 藤 裕 樹	○	7		
	3	近 藤 聖	○	8	辰 柳 敬 一	○
	4	山 崎 邦 廣	○	9	姉 帯 春 治	○
	5	柴 田 勇 雄	○	10	高 宮 一 明	○
会議録署名議員	1 番	下屋敷 幸 男		8 番	辰 柳 敬 一	
会議の書記	議会事務局長	檜 木 幸 夫			金 子 桂 子	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
	町 長	鈴木 重 男	健康福祉課長	
	副 町 長	觸 澤 義 美	農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	
	教 育 長		建設水道課長	
	農業委員会長		教育委員会教育次長 兼こども教育課長	
	代表監査委員		教育委員会事務局 まなび教育課長	
	政策秘書課長	中山 優 彦	病院事務局長	
	総務課長	松 浦 利 明		
	いらっしやい葛巻推進課長 会計管理者兼 住民会計課長	坂 待 典 子		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

( 開議時刻 10時00分 )

**議長 ( 高宮一明君 )**

朝のあいさつをします。

おはようございます。

ただいまから、令和4年葛巻町議会を再開します。

本日の会議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。事務局長の主文を先導して朗読させますので、引き続き、全員で朗唱願います。町民憲章のしおりを準備の上、ご起立願います。

**議会事務局長 ( 檜木幸夫君 )**

それでは、朗読いたしますので、引き続き朗唱ください。

葛巻町民憲章。

第1章、幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。

第2章、明るく楽しい生活のために、きまわりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。

第3章、豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用に、力を合せて生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

**議長 ( 高宮一明君 )**

ご着席ください。

以上で、葛巻町民憲章の朗唱を終わります。

これから、令和4年葛巻町議会5月会議を開きます。

ただいまの出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお会議日程は本日一日間とします。

議事日程は、お手元に配布したとおりです。

これから、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、1番、下屋敷幸男君 及び8番、辰柳敬一君を指名します。

次に、日程第2、報告第5号過疎地域の持続的発展と支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告について議題とします。

説明を求めます。政策秘書課長

**政策秘書課長 ( 中山優彦君 )**

おはようございます。

それでは議案集をお願いいたします。報告第5号についてご説明申し上げます。

議案集の1ページをお願いいたします。報告第5号、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告についてでございます。地方自治法第180条第1項及びおよび葛巻町議会総合条例第9条第6号の規定によりまして専決処分にいたしましたので同法第180条第2項の規定によりご報告申し上げます。

2ページをお願いいたします。専決処分書でございます。令和4年3月31日付の専決処分書でございます。

3ページをお願いいたします。葛巻町条例第6号でございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する一部を改正する条例でございます。特措法に必要な事項を定めようとするものでございます。第1条の趣旨でございますが、特措法第8条第1項に

規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興区域内における、町において、市町村計画に振興すべきとして定めた業種において、その業種の用に供する設備の取得等した者に係る固定資産税の課税免除について、必要な事項を定め、所要の整備を行うものでございます。附則でございしますが、この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。以上、報告の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

### 議長（高宮一明君）

これで、説明を終わります。

これから、質疑に入ります。報告第5号、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告について質疑があればこれを許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

報告第5号、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第3、承認第2号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてから日程第6議案第26号、葛巻町新庁舎建設工事（南側エントランス及び進入路）の請負契約の締結に関し議決を求めることについてまでの4議案を、一括議題とします。順次、提案理由の説明を求めます。

政策秘書課長

### 政策秘書課長（中山優彦君）

それでは、議案集の5ページをお願いいたします。

承認第2号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し、承認を求めることについてでございます。葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりご報告申し上げます、議会のご承認をお願い申し上げます。

6ページをお願いいたします。専決処分書でございます。令和4年3月31日付けでの専決処分でございます。

7ページをお願いいたします。葛巻町条例第7号でございますが、葛巻町町税条例の一部を改正する条例でございます。以下11ページまで本文全2条からなる改正条例案でございますが、その要旨を議案資料でご説明申し上げます。

議案資料の1ページをお願いいたします。

1の改正の趣旨でございますが、令和4年3月31日付をもちまして、改正地方税法等の関係法令が公布されたことに伴いまして、所要の規定の整備を行うものでございました。2の条例改正の背景でございますが、成長と分配の好循環の実現に向けて、また、カーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン等控除の見直しや固定資産税等の負担調整措置について、激変緩和の観点から地方税法の改正が行われたため、個人町民税、固定資産税、国民健康保険税等について、町税条例の一部を改正し、所要の措置を講じるものでございます。税目ごとの詳細につきましては、議案資料の方に掲載しており

ますので、併せてお目通しいたきますようお願いいたします。附則でございますが、この条例は、令和4年4月1日から施行しようとするものでございます。なお、各号に掲げる規定の施行期日及び、経過措置につきましては、議案集の10ページ以降に記載しておりますので、こちらのほうもお目通しいたきますようお願い申し上げます。ご承認の案件につきましては以上でございます。

次に議案集の12ページをお願いいたします。議案第24号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

議案資料4ページをお願いいたします。1の改正の趣旨でございますが、国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に準じまして、一般職の職員、議会の議員および常勤特別職の職員の期末手当を改定しようとするものでございます。

2の改正条例名でございますが、一般職の職員の給与に関する条例、議会の議員の議員報酬に関する条例、常勤特別職の職員の給与に関する条例につきまして、改正を行おうとするものでございます。

3の改正の概要でございますが、(1)の一般職の職員の給与条例につきましては民間の支給割合に見合うよう期末手当の支給月数を引き下げるものでございまして、再任用職員以外の職員は1.275月を0.075月引き下げまして1.200月に、そして再任用職員は0.725月を0.050月引き下げまして0.675月とするものでございます。

次に(2)の議会の議員の議員報酬に関する条例、並びに(3)の常勤特別職の職員の給与に関する条例につきましては、同一の引き下げを行うものでございますが、一般職の職員に準

じて期末手当の支給月数を引き下げるものでございまして、1.700月を0.075月引き下げまして1.625月とするものでございます。

次に(4)の特例措置でございますが、附則において規定するものでございまして、令和3年の人事院勧告に基づき実施されるべき給与法の改正が令和4年4月に繰り延べになったことに伴いまして、本来、令和3年12月期の期末手当で実施すべきだった引き下げ相当額について、令和4年6月期、今期の期末手当にて調整しようとするものでございます。このことによりまして、再任用以外の職員につきましては、令和3年12月期の期末手当相当額に127.5分の15を乗じた額を減額、再任用職員につきましては、同じく期末手当相当額に72.5分の10を乗じた額を減額しようとするものでございます。なお、この附則につきましては、令和4年6月期の支給基準日に在職する一般職の職員を対象とするものでございます。

続きまして、議案集の15ページをお願いいたします。議案第25号、葛巻町会計年度職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例でございます。改正の趣旨でございますが、会計年度職員の給与の支給について、所要の整備をしようとするものでございます。改正の概要でございますが、附則の給料表の改正における特例第9条でございますが、第3条第1項の規定により給与条例第4条に定める給料表を準用する場合におきまして、当該会計年度任用職員が任用された年度の給与条例の改正により、当該改正された給料表は翌年度の4月1日から適用し、任用された年度内においては従前の例によるものとするものでございます。附則でございますが、この条例は、公布の日から施行し、令和4年度の給料

から適用しようとするものでございます。

続きまして、議案集の16ページをお願いいたします。議案資料の5ページに概要を掲載しておりますので、双方照らし合わせながらご確認いただきますようお願いいたします。

議案第26号、葛巻町新庁舎建設工事（南側エントランス及び進入路）の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。工事の名称でございますが、葛巻町新庁舎建設工事（南側エントランス及び進入路）工事場所でございますが、葛巻町葛巻第16地割1番地1、契約の方法は随意契約でございます。契約金額は1億9千63万円でございます、契約の相手方でございますが、新庁舎建設工事を請負っていただいております、株式会社銭高組東北支店でございます。工事の期限でございますが、令和4年10月30日とするものでございます。以上によりまして提案理由の説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

#### 議長（高宮一明君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております、承認第2号から議案第26号までの4議案については、葛巻町議会総合条例第46条第3項の規定により、輝くふるさと常任委員会へ審査を付託しないこととしたいと思いません。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認めます。

はじめに、承認第2号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについて質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから、承認第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。承認第2号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、承認第2号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に議案第24号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第24号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって議案第 24 号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に議案第 25 号、葛巻町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 25 号を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第 25 号、葛巻町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって議案第 25 号、葛巻町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に議案第 26 号、葛巻町新庁舎建設工事(南側エントランス及び進入路)の請負契約の締結に関し議決を求めることについて質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 26 号を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第 26

号、葛巻町新庁舎建設工事(南側エントランス及び進入路)の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって議案第 26 号、葛巻町新庁舎建設工事(南側エントランス及び進入路)の請負契約の締結に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了し、会議に付された事件は全部終了しました。

以上で、令和 4 年葛巻町議会 5 月会議を終了します。

次回は、7 月第一金曜日の 1 日に再開することとします。ご苦労様でした。

(散会時刻 10 時 26 分)